

Oracle データ・リカバリ・ポリシー

本資料は、Oracle が定義するデータ・リカバリ方法とそのライセンスの考え方を説明します。

データ・リカバリ方法は、バックアップ、フェイルオーバー、スタンバイ、リモート・ミラーリングの4種類に分類されます。

バックアップ：

この方法では、データベースの物理的なデータベース構造のコピーをとります。元のデータが失われたら、Oracle データベースを構成する、失われた情報を再構築するためにバックアップ・ファイルが使用されます。このバックアップ・コピーは、コントロール・ファイルや redo ログ、データ・ファイルなどデータベースの物理的な構造の重要な部分が含まれます。上記の物理ファイルを、コンピュータ、ストレージ・アレイ、ディスク・ドライブ、CD に格納する場合、ライセンス許諾は必要ありません。

フェイルオーバー：

この方法では、コンピュータは「クラスタ」で構成され、最初にインストールされたコンピュータが本番コンピュータとして機能します。本番コンピュータにエラーが発生した場合、クラスタ内のコンピュータの1つが本番コンピュータとして機能します。このような環境の場合、日本国内価格表掲載のプログラムのライセンスを保有するお客様は、待機系コンピュータにおいて、そのプログラムを年間（1月1日～12月31日まで）合計10日稼働させる権利を保有します。（例：待機系コンピュータが火曜日に2時間稼働、金曜日に3時間稼働した場合は、2日としてカウントします。メンテナンス目的での休止時間も10日間の制限に算入されます。）この権利は、コンピュータがクラスタ構成になっており、且つ、コンピュータが一つのディスク・アレイを共有しているときにのみ適用されます。待機系コンピュータとして認められるのは、クラスタ環境毎に1台のみです。本番コンピュータが復旧した場合、お客様は本番コンピュータに切り替えなければなりません。待機系コンピュータでの稼働日数が年間10日を超えた場合は、待機側にもライセンス許諾が必要です。その場合、本番側のライセンス契約と同じ価格単位を適用する必要があります。

スタンバイ：

この方法では、1つまたは複数の本番データベースのコピーが別の待機系コンピュータ上に常に維持されます。待機系コンピュータは地理的に別の場所に設置されることがありますが、Oracle Net Services によって接続され、本番データベースが更新されると生成されたログ情報が待機系コンピュータに送られ、待機系コンピュータ上のデータベースに適用されます。本番データベースにエラーが発生した場合、待機系コンピュータ上のデータベースが本番データベースとして機能します。この環境では、本番データベースおよび待機系コンピュータ上のデータベースの両方についてライセンスを取得する必要があります。待機系コンピュータ側のライセンス契約は、本番側ライセンス契約と同じ価格単位を適用する必要があります。本番側にオプション製品（Oracle Real Application Clusters を除く）または Management Pack 製品がライセンスされている場合、待機系コンピュータ側においても同じオプション製品または Management Pack 製品のライセンスが必要です。

リモート・ミラーリング：

この方法では、記憶域ユニットのミラーか、共有ディスク・アレイが必要であり、リモート・ミラー環境において、Oracle データ・ファイル、実行ファイル、バイナリ・ファイル、DLL がミラー記憶域ユニットに複製されます。この環境では、本番サイトのライセンスを取得する必要があるのみならず、待機系サイトのコンピュータ上で Oracle データベースをインストール且つ若しくは稼働する場合は、待機系サイトにもライセンス契約が必要です。待機系サイトのライセンス契約においては、本番サイトのライセンス契約と同じ価格単位を適用する必要があります。本番側にオプション製品（Oracle Real Application

Oracle Corporation 発行「Licensing Data Recovery Environments」の翻訳版です。(2012年2月14日更新)

本文書は、2009年6月9日以降有効なオラクル・ライセンスのポリシーに関するガイドラインを教育目的に限って提供するものです。本文書は、いかなる契約にも組み込まれるものではなく、特定の条件に対する約定や約束を構成するものでもありません。ポリシー及び本文書は予告なく変更される場合があります。本文書は日本オラクル株式会社の書面による明示的な許諾なく、いかなる方法においても転載することは許されておりません。

日本オラクル株式会社

Clusters を除く) または Management Pack 製品がライセンスされている場合、待機系コンピュータ上においても同じオプション製品または Management Pack 製品のライセンスが必要です。

Oracle Corporation 発行「Licensing Data Recovery Environments」の翻訳版です。(2012年2月14日更新)

本文書は、2009年6月9日以降有効なオラクル・ライセンスのポリシーに関するガイドラインを教育目的に限って提供するものです。本文書は、いかなる契約にも組み込まれるものではなく、特定の条件に対する約定や約束を構成するものでもありません。ポリシー及び本文書は予告なく変更される場合があります。本文書は日本オラクル株式会社の書面による明示的な許諾なく、いかなる方法においても転載することは許されておりません。

日本オラクル株式会社

Copyright© 2003-2012, Oracle. All rights reserved.